

6 こ ど も 部

保 育 所
-------

### 1 公立保育所の施設概要

平成27年(2015年)4月1日現在

保 育 所 名	所 在 地	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	職員定数 (人)
吹 田 保育園	昭和町24-1	1,349.4	1,045.5	19
山 田 〃	山田市場19-9	1,980.0	693.9	18
い ず み 〃	泉町2-11-43	2,122.0	790.0	20
北 千 里 〃	古江台3-9-2	3,866.8	799.3	18
南 千 里 〃	桃山台1-4-1	3,593.3	1,403.2	24
こ と ぶ き 〃	岸部中2-2-1	2,914.3	1,153.8	19
岸 部 〃	岸部北2-2-2	2,042.8	986.6	19
千 里 山 〃	千里山東2-19-22	2,446.7	756.2	19
東 〃	南正雀4-1-1	1,326.3	974.4	20
藤 白 台 〃	藤白台4-8-1	1,836.6	1,213.3	24
垂 水 〃	垂水町1-6-9	1,112.8	882.3	20
吹 一 〃	内本町1-23-28	1,054.4	865.0	18
南 〃	穂波町15-30	1,101.0	872.7	19
吹 六 〃	南清和園町40-31	1,313.7	864.5	17
片 山 〃	出口町32-1	1,203.6	888.1	19
千 三 〃	千里山西1-12-1	3,336.9	943.2	18
西 山 田 〃	山田西2-14-1	2,311.9	993.1	18
山 三 〃	山田西1-27-15	2,474.9	977.9	19

計 348人

2 保育所等別利用状況

平成27年(2015年)4月1日

区分		定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
市立保育所 (18)	吹田保育園	120	109	昭和26(1951)	平成12年度(2000年度)より待機児対策として定員外入所を実施
	山田	111	122	27(1952)	
	いづみ	120	127	42(1967)	
	北千里	120	127	43(1968)	
	南千里	142	140	44(1969)	
	とぶき	105	124	44(1969)	
	岸部	112	118	47(1972)	
	千里山	100	121	47(1972)	
	東	112	108	48(1973)	
	藤白台	142	140	48(1973)	
	垂水	112	126	50(1975)	
	吹田	112	120	50(1975)	
	南	112	124	51(1976)	
	吹田六	112	121	53(1978)	
	片山	120	130	54(1979)	
	千三	120	126	54(1979)	
	西山田	120	126	55(1980)	
	山三	120	126	58(1983)	
小計		2,112	2,235		
私立保育所 (26)	岸部敬愛保育園	90	86 (1)	昭和23(1948)	左記のほかに市外保育所への委託入所児童数 124人 ( ) 内は市外からの受託児童数(内数)
	稲荷学園	180	197 (0)	26(1951)	
	もみの木保育園	60	59 (4)	34(1959)	
	千里ニュータウン保育園	140	154 (0)	40(1965)	
	あやめ保育園	120	137 (0)	42(1967)	
	千里聖愛保育センター	90	104 (1)	47(1972)	
	こばと保育園	120	129 (0)	44(1969)	
	第二愛育園	180	170 (2)	50(1975)	
	あびによん保育園	120	97 (0)	54(1979)	
	南ヶ丘保育園	150	167 (0)	56(1981)	
	かんらん保育園	150	173 (0)	57(1982)	
	きりん夜間愛育園	30	35 (1)	平成14(2002)	
	さくら保育園	60	72 (1)	15(2003)	
	吹田どんぐり保育園	60	61 (0)	15(2003)	
	佐井寺たんぼぼ保育園	60	67 (0)	16(2004)	
	双葉保育園	60	72 (0)	17(2005)	
	マーヤ敬愛保育園	90	90 (0)	17(2005)	
	千里の丘けいあい保育園	90	97 (0)	17(2005)	
	蓮美幼児学園千里丘ナーサリー	120	137 (0)	18(2006)	
	さくらんぼ保育園	60	68 (0)	18(2006)	
	もみの木千里保育園	120	137 (1)	19(2007)	
	南山田みどり保育園	120	134 (0)	22(2010)	
	玉川学園保育園	120	139 (0)	23(2011)	
保育園千里山キッズ	90	106 (0)	24(2012)		
吹田くすのき保育園	80	82 (0)	24(2012)		
彩つばさ保育園	120	133 (0)	25(2013)		
小計		2,680	2,903(11)		

平成27年(2015年)4月1日

区分		定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
保育所等名	旭ヶ丘学園	289	250 (2)	平成27(2015)	2・3号認定子どものみ 左記のほかに市外園への委託入所児童数7人 ( )内は市外からの広域利用児童数(内数)
	千里山やまて学園	117	128 (0)	〃 27(2015)	
小計		406	378 (2)		
小規模保育事業所 (10)	ハッピータイム	12	15 (0)	平成27(2015)	左記のほかに市外事業所への広域利用児童数1人 ( )内は市外からの広域利用児童数(内数)
	あすなろ共同保育所	18	15 (0)	〃 27(2015)	
	保育所なかよしキッズ	19	18 (0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園江坂校	19	19 (0)	〃 27(2015)	
	千里山グレース幼稚園	19	19 (0)	〃 27(2015)	
	ふじしろ幼稚園保育部	12	12 (0)	〃 27(2015)	
	チャイルドケア-puppy-ぱびい	15	13 (0)	〃 27(2015)	
	蓮美幼児学園五月が丘プリメール	12	9 (0)	〃 27(2015)	
	吹田ポッポ保育園五月が丘校	19	14 (0)	〃 27(2015)	
	けいあいルンビニ五月が丘	19	11 (0)	〃 27(2015)	
小計		164	145 (0)		
計		5,362	5,661 (13)		

### 3 保育所等の運営

#### (1) 0歳児保育

それまで未実施の保育所も実施し、平成5年度(1993年度)から市立保育所18か所、私立保育所13か所の全所での実施となる。平成27年(2015年)4月1日現在、市立保育所18か所、私立保育所26か所、認定こども園2か所、小規模保育事業施設8か所で実施している。

#### (2) 発達支援保育

保育所における発達支援保育(旧障がい児保育)を昭和48年(1973年)から実施している。

ア 対象児童 保育所における集団保育が適当と認められる、おおむね3歳以上の障がい児等で日々通所できる者。

イ 定員 集団保育が適切に実施できる範囲の人数。

ウ 利用 発達支援保育検討会議の協議を経て決定する。

エ 利用状況(平成27年(2015年)4月1日現在)

公立 105人 私立 41人 計 146人

#### (3) 延長保育

市内の保育所(認定こども園を含む)全46か所、小規模保育事業所9か所において、11時間以上の開所をしている。そのうち、7時から保育を実施している保育所が市立全18か所、私立が23か所。7時30分から保育を実施している保育所が私立5か所、小規模保育事業所が9か所

(夜間保育所1か所を含む)。

また、19時まで保育を実施している保育所が市立全18か所、私立が23か所、小規模保育事業所が5か所。19時以降の保育を実施している保育所が私立5か所(夜間保育所1か所を含む)、小規模保育事業所が4か所。

#### (4) 緊急保育

昭和54年(1979年)4月から、緊急事由により保育の実施を要する乳幼児を対象に、原則として2か月まで(緊急事由が継続している場合、最大4か月まで)の期間利用できる制度を設けている。平成18年度(2006年度)からは受入施設を市立保育所18か所及び私立保育所とし、市立保育所での定員は平成18年度(2006年度)、平成19年度(2007年度)では79人、平成20年度(2008年度)からは81人としている。(ただし、このうち3歳未満児は7保育所、定員27人)私立保育所においては、協議の上委託をできることとしている。

対象児童は、保護者に下記の緊急事由が生じたことにより吹田市子ども・子育て支援法施行細則第4条第3号の規定に該当する者。

ア 出産のため入院を必要とする場合

イ 病気のため入院を必要とする場合

ウ 同居の親族の病気入院により常時その介護又は看護を必要とする場合

エ これらと同程度の事由により必要と認められる場合

(保護者が死亡・行方不明・拘禁されている等)

## 4 私立保育所等に対する助成

### (1) 整備助成

ア 助成対象 (ア) 社会福祉法人が行う児童福祉法に基づく保育所に係る整備事業

昭和43年(1968年)4月から 創設、増設又は改築事業

昭和59年(1984年)4月から 大規模修繕事業

昭和61年(1986年)4月から 乳児等保育用施設・設備整備事業

平成17年(2005年)4月から 次世代育成支援対策施設整備交付金制度に基づく私立保育所整備事業

平成21年(2009年)4月から 子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)事業(保育所緊急等整備事業)

平成27年(2015年)4月から 保育所等整備交付金

(イ) 昭和63年(1988年)11月から50万円以上500万円未満の小規模補修事業(市単独助成、私立保育所運営費助成の一種として助成)

イ 助成額 (ア) 創設、増設又は改築事業、大規模修繕事業：助成対象経費の4分の3の範囲内

(イ) 小規模補修事業：対象事業費の2分の1

ウ 助成状況

(ア) 社会福祉法人が行う児童福祉法に基づく保育所に係る整備事業

年度 区分	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
種別 件数	創設 1 ※	創設 1 ※	大規模修繕事業 2
助成額(円)	3,512,000	161,374,000	66,679,000

※平成24年度(2012年度)は、平成25年度(2013年度)との2か年事業

(イ) 小規模補修事業

年度 区分	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
件数	4	3	5
助成額(円)	4,993,486	4,989,337	5,000,000

(2) 委託料の支給

支給目的 昭和46年(1971年)8月から私立保育所等の利用児童の福祉の増進を図るため委託料を支給している。(市単独)

支給額 ア 月の初日に在籍する児童

保育対策費

3歳未満の児童 1人につき月額 1万円

3歳以上の児童 1人につき月額 5,000円

給食対策費

3歳以上の児童 1,000円

(平成27年(2015年)4月に改定)

イ 月途中に入退所する児童

1月を25日で日割りにより精算した額。

(3) 運営助成金(平成27年(2015年)4月1日現在)

助成目的 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業(以下、特定教育・保育施設等という)の利用児童の保育内容の充実を図るため助成金を交付している。

助成内容(助成対象施設等：◎保育所・認定こども園、●幼稚園、○小規模保育事業)

ア 発達支援保育対策費助成(市単独助成) ◎

介助保育士を要するとき 児童1人につき月額 23万9,780円(1人目)

25万9,780円（2人目以降）

介助保育士を要しないとき 児童1人につき月額 7万5,390円

イ 保育特別対策費助成（市単独助成） ◎

児童の年齢ごとの保育士の配置基準を満たした上で、予備保育士を配置しているとき

1 施設最高月額 23万9,780円

ウ 延長保育事業費 ◎○

特定教育・保育施設等が国の延長保育事業の要件を満たす延長保育（2号認定子ども及び3号認定子どもに対するものに限る。）を実施しているとき。

保育短時間認定と保育標準時間認定に分けて算出する。

◆保育標準時間認定（1事業当たり）

30分延長 年額 30万円（平均対象児童数1人以上）

1時間延長 年額 134万2,000円（平均対象児童数6人以上）

2～3時間延長 年額 216万6,000円（平均対象児童数3人以上）

4～5時間延長 年額 462万4,000円（平均対象児童数3人以上）

6時間以上延長 年額 538万2,000円（平均対象児童数3人以上）

◆保育短時間認定（在籍児童1人当たり）

1時間延長 年額 1万7,000円（平均対象児童数1人以上）

2時間延長 年額 3万4,400円（平均対象児童数1人以上）

3時間延長 年額 5万1,600円（平均対象児童数1人以上）

※保護者から延長保育料を徴収している特定教育・保育施設等の場合は、助成金が減額される。

エ 地域活動事業費助成（市単独助成） ◎

保育所地域活動事業を実施しているとき 1施設年額 35万円～125万円

オ 行事費助成（市単独助成） ◎●

児童のための観劇の行事を実施しているとき 1施設年額 1万5,000円

カ 園外保育費助成（市単独助成） ◎●

園外保育を行う際に利用するバス借上料その他交通費

1施設年額 7万7,700円（ただし、定員150人以上の施設は15万5,400円）

キ 小規模補修費助成（市単独助成） ◎

50万円以上500万円未満の保育用施設の小規模補修費を対象に最高250万円まで

ク 保育体制強化費 ◎

国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること

1施設当たり最高月額 9万円（ただし、保育支援者の配置があった月のみ）

ケ 保育士宿舎借上費 ◎

国の保育士宿舎借上支援事業の要件を満たす宿舎を借り上げていること

1 戸当たり最高月額 8万2,000円までの4分の3を乗じた額まで

コ 看護師助成（市単独助成） ◎

保育所が雇用する看護師又は保健師に係る一定額以上の経費（保育所運営費交付基準で算定された保育士人件費の額を超える額）

1 施設最高年額 79万2,000円

サ 病児保育事業（体調不良児対応型）費 ◎○

国の承認を得た病児保育事業（体調不良児対応型）を実施しているとき

1 施設最高年額 431万円

## 5 認可外保育施設に対する助成

(1) 助成目的 本市により緊急的な待機児童対策として、質の確保された市内認可外保育施設等に運営費等の一部を助成し、保育サービスの提供を増やし、利用者負担の軽減を図ることで、安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

(2) 助成額 定員20人以上の施設

0 歳 児 児童1人当たり 月額 10万7,000円

1～2歳児 児童1人当たり 月額 5万7,000円

3 歳 児 児童1人当たり 月額 2万2,000円

※定員19人以下の施設に対する補助については、子ども・子育て支援新制度開始により、小規模保育事業が認可事業に位置付けられたことに伴い、平成26年度(2014年度)をもって終了。

(3) 対象施設 市内3か所 平成27年(2015年)4月1日現在

## 6 保育関係経費の決算額内訳

平成26年度(2014年度)

(単位：円、人)

区 分		経営主体別	市 立 分	私 立 分	合 計
国 の 基 準	保育所運営費支弁額	A	—	3,198,171,470	3,198,171,470
	精算基準徴収額	B	—	1,443,262,860	1,443,262,860
	補助基本額 (A-B)	C	—	1,754,908,610	1,754,908,610
	国庫負担額 (C×5/10)	D	—	877,454,305	877,454,305
	府費負担額 (C×2.5/10)	E	—	438,727,152	438,727,152
	市費負担額 (C×2.5/10)	F	—	438,727,153	438,727,153
歳 入	市基準保育料徴収額	G	626,358,450	1,024,630,100	1,650,988,550
	その他の特定財源	G'	29,899,526	—	29,899,526
	国庫・府費負担額 (D+E)		—	1,316,181,457	1,316,181,457
	国・府補助額	H	13,617,000	165,473,000	179,090,000
	合 計	I	669,874,976	2,506,284,557	3,176,159,533
歳出	管理運営費合計	J	3,434,366,531	3,983,998,951	7,418,365,482
差	引 額 (J-I)		2,764,491,555	1,477,714,394	4,242,205,949
	市 費 負 担 額 (J-A-H)		3,420,749,531	620,354,481	4,041,104,012
	保 育 料 軽 減 額 (B-G)		—	418,632,760	418,632,760
	児童1人当たり経費(平均月額) J/K		128,918	97,313	109,772
	年 間 延 べ 入 所 児 童 数 K		26,640	40,940	67,580

(注) この表には、私立保育所に対し大阪府から直接支払う補助金(産休等代替職員費補助金)及び、市外公立保育所分は含まない。また、市立分の市基準保育料徴収額には主食給食費と延長保育料を含む。

## 7 保 育 料

2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）

平成27年度(2015年度)(単位：円)

階層区分		本市の利用者負担額（月額）						
		3歳未満児 （3号認定）		3歳児 （2号認定）		4歳以上児 （2号認定）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税のうち均等 割のみの課税世帯	6,800 [ 3,400 ]	6,700 [ 3,350 ]	6,600 [ 3,300 ]	6,500 [ 3,250 ]	6,600 [ 3,300 ]	6,500 [ 3,250 ]	
D 1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	8,200 [ 4,100 ]	8,100 [ 4,050 ]	7,600 [ 3,800 ]	7,500 [ 3,750 ]	7,600 [ 3,800 ]	7,500 [ 3,750 ]
D 2		48,600円以上 58,000円未満	10,000 [ 5,000 ]	9,900 [ 4,950 ]	9,600 [ 4,800 ]	9,500 [ 4,750 ]	9,600 [ 4,800 ]	9,500 [ 4,750 ]
D 3		58,000円以上 67,000円未満	12,800 [ 6,400 ]	12,600 [ 6,300 ]	12,000 [ 6,000 ]	11,800 [ 5,900 ]	12,000 [ 6,000 ]	11,800 [ 5,900 ]
D 4		67,000円以上 97,000円未満	16,400 [ 8,200 ]	16,200 [ 8,100 ]	15,800 [ 7,900 ]	15,600 [ 7,800 ]	15,400 [ 7,700 ]	15,200 [ 7,600 ]
D 5		97,000円以上 103,000円未満	19,600 [ 9,800 ]	19,300 [ 9,650 ]	18,800 [ 9,400 ]	18,500 [ 9,250 ]	18,000 [ 9,000 ]	17,700 [ 8,850 ]
D 6		103,000円以上 140,000円未満	24,600 [ 12,300 ]	24,200 [ 12,100 ]	23,600 [ 11,800 ]	23,200 [ 11,600 ]	22,400 [ 11,200 ]	22,100 [ 11,050 ]
D 7		140,000円以上 169,000円未満	33,000 [ 16,500 ]	32,500 [ 16,250 ]	31,400 [ 15,700 ]	30,900 [ 15,450 ]	29,000 [ 14,500 ]	28,600 [ 14,300 ]
D 8		169,000円以上 257,000円未満	42,000 [ 21,000 ]	41,300 [ 20,650 ]	35,000 [ 17,500 ]	34,500 [ 17,250 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]
D 9		257,000円以上 301,000円未満	51,200 [ 25,600 ]	50,400 [ 25,200 ]	37,000 [ 18,500 ]	36,400 [ 18,200 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]
D 10		301,000円以上 335,000円未満	59,200 [ 29,600 ]	58,200 [ 29,100 ]	37,000 [ 18,500 ]	36,400 [ 18,200 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]
D 11		335,000円以上 397,000円未満	67,200 [ 33,600 ]	66,100 [ 33,050 ]	37,000 [ 18,500 ]	36,400 [ 18,200 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]
D 12		397,000円以上 472,000円未満	77,200 [ 38,600 ]	75,900 [ 37,950 ]	37,000 [ 18,500 ]	36,400 [ 18,200 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]
D 13		472,000円以上	87,200 [ 43,600 ]	85,800 [ 42,900 ]	37,000 [ 18,500 ]	36,400 [ 18,200 ]	30,200 [ 15,100 ]	29,700 [ 14,850 ]

(注) 1 利用者負担額の算定基準となる子供（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子供、特例保育を受ける小学校就学前子供、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子供、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子供をいう。以下、同じ。）が、同一世帯に2人いる場合における利用者負担額は、年齢の高い子供（2人の子供の年齢が同じ場合は、そのうちの1人とする。）が、利用者負担額の対象となる子供の場合については、徴収金額表の各階層区分欄の上段に掲げる金額とし、それ以外の子供が利用者負担額の対象となる子供の場合については、同欄の[ ]内に掲げる金額とする。

2 利用者負担額の算定基準となる子供が、同一世帯に3人以上いる場合における利用者負担額は、最も年齢の高い子供（最も年齢の高い子供が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）が利用者負担額の対象となる子供の場合については、利用者負担額表の各階層区分欄の上段に掲げる金額とし、それ以外の子供のうち最も年齢の高い子供が利用者負担額の対象となる子供（最も年齢の高い子供が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）の場合については、同欄の[ ]内に掲げる金額とし、これら2人の子供以外の子供が利用者負担額の対象となる子供の場合については無料とする。

## 8 公立保育所の保育士配置基準

市の配置基準は昭和46年度(1971年度)まで国の配置基準を準用していたが、昭和47年度(1972年度)、乳児保育を開始する際に府内各市の実態を参考にして定めたものであり、現在では次のとおりの配置基準としている。

区 分	国の保育士配置基準	市の保育士配置基準
0 歳 児	3 : 1	3 : 1
1 歳 児	6 : 1	5 : 1
2 歳 児		6 : 1
3 歳 児	20 : 1	20 : 1
4 ~ 5 歳 児	30 : 1	30 : 1

## 9 病児・病後児保育事業

児童が病気の時、又は病気の回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務等の理由により家庭において保育することができない保育所等を利用している児童（市内に居住する乳幼児）を対象として、病児・病後児保育室シックキッズ（委託）及び病児・病後児保育室江坂キッズ（委託）において事業を実施している。

目 的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。  
概 要

実 施 場 所	シックキッズ	江坂キッズ
利 用 定 員	1日につき9人以内	
保 育 時 間	午前8時から午後7時まで	
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始	
利 用 料 金	1人1日当たり2,000円（減免制度あり）	

実 績

平成26年度(2014年度)利用延べ人数 2,104人

# 子育て支援

## 1 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、保育所等において、0歳児から学齢前までの児童を集団的に保育し、育児のノウハウを蓄積している実績をいかしながら、子育て家庭への支援を行う事業である。平成9年(1997年)4月から地域子育て支援センターを公立保育所及び私立保育所に設置し、地域子育て支援センター事業の企画、運営を担当する地域担当保育士を配置し、育児教室を始め、育児サークルの育成・支援、育児相談、行事の開放、施設の一部開放などを実施している。育児教室については保健センターと共催で実施しているほか、他の事業についても他団体・他機関と連携をとり、地域全体で子育てを支援し合う基盤の形成を図っている。

### 概要

- |              |  |
|--------------|--|
| 育児教室         | 0歳児及び2歳前後の子供とその保護者を対象に、集団での育児の指導援助や遊びを通して子育ての楽しさを伝え合い、地域で親子の仲間づくりを進める。   |
| 育児相談         | 育児教室や開放事業などの際に相談を受けることによって、子育て不安の軽減や虐待の予防に努める。ケースによっては関係機関との連携をとり、継続的な支援を行う。                                     |
| 育児サークルの育成・支援 | 育児教室終了後、地域で自主的な活動を継続するための援助を行う。地域の育児サークルから援助の要請があれば、地域担当保育士を派遣する。サークル交流会などを通して活動にいかせる情報の提供や支え合い、育ち合える仲間づくりを支援する。 |
| 子育て支援関係機関連絡会 | 地域子育て支援センターが中心となり、保育所や幼稚園、児童会館・児童センター、保健センターなどの子育て関係機関や地域の団体が交流や学習を通して有機的な連携を図り、身近な地域でのネットワークを構築する。              |
| 施設の一部開放      | おおむね週1回、園庭や保育所等の施設の一部を地域に開放して園児との交流や子育て中の市民の自主的な活動を援助する。   |
| 行事開放         | 伝承行事を始めとして、保育所等で行う行事に地域からの参加を呼び掛ける。育児サークルの活動の場としても活用する。  |

### 実績

平成26年度(2014年度) 育児教室参加組数 3,638組

## 2 1歳6か月児健康診査事後指導事業（バンビ親子教室）

対 象 1歳6か月児健康診査等において事後指導が必要とされた幼児及びその保護者  
事 業 内 容 親子教室（週1回、親子通室）  
入室の幼児及びその保護者に対して、療育指導等を行う。

## 3 子育て広場助成事業

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、乳幼児及びその親が気軽に集い、交流し、子育ての喜び及び楽しみを共有できる場「子育て広場」を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援に係る事業を行う団体に対し、補助金を交付する。

事業開始年度 平成17年度(2005年度)

平成26年度(2014年度)補助対象団体 8か所

## のびのび子育てプラザ

### 1 設置目的

子育て青少年拠点夢つながり未来館（愛称「ゆいびあ」）は、青少年が人と触れ合い、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心や創造性を育み、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、共に成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

夢つながり未来館1階に位置するのびのび子育てプラザは、子育てについて学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、安心して子育てができるよう必要な支援を行うことを目的とする。

### 2 施設の概要

名 称	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ
位 置	山田西4丁目2番43号
延べ床面積	626.13㎡
開 館 日	平成23年(2011年)3月26日（同年4月1日一般供用開始）

### 3 のびのび子育てプラザ事業

子育て中の市民や子育て支援に関わる市民が、時間と空間と仲間を共有することにより、孤立した子育てや育児不安・負担感の軽減を図る。また、子育て支援を受けた保護者が子育て家庭を支援する側に回れるような、学びの場や子育て支援のネットワークを構築する。

併せて、青少年支援、子育て支援、図書館が一体となり、幅広い多くの市民が集い、共に育ち合うことができるような「居場所づくり」を目指す。

#### 概 要

##### ア 親子教室・育児教室

就学前の乳幼児と保護者を対象とし、通年の自由参加の形式で開催（1歳3か月までの乳児対象の「あかちゃんひろば」、1歳3か月から就学前の乳幼児対象の「あそびのひろば」及び土・日曜日開催の就学前の乳幼児対象の「おとうさんとあそぼう」）。また、保健センター、子育て支援室と連携し、山田・千里丘地域に出向き、2歳前後の幼児を対象にした育児教室を開催。

##### イ 講演・講座

遊びや健康・発達、生活などの講座等を開催。子育て中の方や子育て支援に関わっている方などに学びの場を提供。

##### ウ ボランティア育成支援

ボランティアを受け入れることにより、社会全体で子育てを支援する基盤の構築を図る。また、担い手の育成支援及び活動の質の向上のため、ボランティアに対する必要な指導・助言を行う。

##### エ 情報提供・収集

毎月の館だより「のびのびだより」、親子教室・育児教室のおたより等を発行。

##### オ 多胎児家庭・外国籍家庭支援

双子などの多胎児家庭や外国籍の親子の支援を行うため、定期的に交流会等を実施し、仲間づくりをサポートするとともに、子育てに必要な情報提供を行う。

#### 実 績

平成26年度(2014年度)年間来館者数

(単位：人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般利用者数	3,479	3,444	4,535	5,260	5,722	5,055	4,495	4,228	3,894	3,962	4,817	5,289	54,180
専用利用者数	154	207	208	234	273	173	242	99	236	223	164	352	2,565
一時保育利用者数	122	107	133	130	128	130	143	111	117	119	118	142	1,500
計	3,755	3,758	4,876	5,624	6,123	5,358	4,880	4,438	4,247	4,304	5,099	5,783	58,245

(注) 専用使用者はサークル活動での利用者数。

平成26年度(2014年度)事業開催数及び参加者数

「あかちゃんのひろば」	86回開催	延べ4,029人参加
「あそびのひろば」	62回開催	延べ3,772人参加
「おとうさんとあそぼう」	41回開催	延べ1,985人参加
「子育て講座」	29回開催	延べ 854人参加

#### 4 子育て相談

核家族化・少子化の進行の中で、育児の知識や経験が十分でなく、また身近な相談相手がないまま不安や悩みを抱えながら子育てしている市民に対し、電話や窓口で相談を受けることで、子育てに関する側面支援により子供の健全育成を図っている。

また、のびのび子育てプラザ内には、親子がいつでも気軽に立ち寄ることができ、子育て仲間とくつろいで話をし、子育ての楽しさや大変さを共感できる子育て交流スペースを設置し、子育て中の母親等の育児負担の軽減を図ることを目的として、専門職のロビーワーカーを配置している。

実 績

子育て相談件数 (単位：件)

年 度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)
相談件数	606	676	483

(注) 平成23年度(2011年度)より実施。相談件数は、来館相談と電話相談の総計。

#### 5 のびのび子育てプラザ一時預かり事業

保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担の軽減を図るため、公立・私立保育所での一時預かり事業と連携し、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的として、のびのび子育てプラザにおいて一時預かり事業を実施している。

概 要

ア 利用可能な事由

(ア) 緊急かつ一時的な事由によるもの

保護者の疾病、災害、事故、出産、介護・看護、冠婚葬祭他(五日以内を限度)

(イ) 私的理由によるもの

保護者の育児疲れ等に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため(週2回を限度)

イ 利用対象者

本事業を必要とし、次のいずれにも該当する乳幼児とする。

(ア) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない者。

(イ) 市内に居住する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児で、集団保育が可能な者。

ウ 利用定員

1日6人以内とする。(平成27年(2015年)5月18日から10人以内に拡充)

エ 利用日及び利用時間

利用日は月曜日から金曜日(祝日を除く)

利用時間は、午前9時から午後5時まで(1日単位のほか、半日単位の利用も可)

オ 利用料

一時預かり事業利用料 (単位:円)

利用区分	午前半日	午後半日	1日
3歳未満児	1,250	1,250	2,500
3歳以上児	750	750	1,500

※利用者の年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

実績 (平成26年度(2014年度))

開室日数 243日 延べ利用児童数 1,500人

## 6 すいたファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助ができる者と育児の援助を受けたい者をファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、地域での子育て支援の基盤形成、仕事と家庭の両立支援及び男女共同参画社会の形成に資するとともに、新たな子育て支援のニーズに対応し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

活動開始日 平成13年(2001年)7月1日

実 績

会員数		各年度末現在（単位：人）		
年度 区分	平成24（2012）	平成25（2013）	平成26（2014）	
依頼会員	1,947	1,999	2,037	
援助会員	495	524	491	
両方会員	797	706	648	
計	3,239	3,229	3,212	
相互援助活動件数		（単位：件）		
年 度	平成24（2012）	平成25（2013）	平成26（2014）	
活動件数	5,882	5,920	5,538	

7 子育てサークル支援

育児教室終了後に活動を始めたサークルや市内で活動しているサークルが楽しく安心して活動を継続するための情報の収集・発信の場として、交流会や研修会を行い、サークルネットワークの構築を図るとともに、サークル交流室等の自主的な活動の場所の提供等により活動の援助を行う。

実 績（平成26年度（2014年度））

- サークル交流室貸出し回数 209回
- サークル交流室利用者数 延べ2,565人（子供・大人合計）
- サークル交流会 2回開催

## 児 童 会 館

### (1) 設置目的

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、保護者が同伴している乳幼児及び小学生までの児童を対象に、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

### (2) 施設の概要

名 称	位 置	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	開 館 日
千里丘児童会館	千里丘上 26番19号	1,244.62	391.88	昭和55年(1980年) 4月15日
高城児童会館	高城町6番2号	557.69	603.50	〃 58年(1983年) 8月1日
朝日が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	朝日が丘町 15番1号	967.36	418.20	〃 59年(1984年) 5月1日
五月が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	五月が丘西 5番1号	999.90	420.12	〃 61年(1986年) 5月1日
南吹田児童センター (高齢者いこいの間と併設)	南吹田5丁目 21番27号	753.03	415.25	〃 63年(1988年) 5月1日
原町児童センター (市民サービスコーナーと併設)	原町4丁目 26番8号	1,418.31	467.38	平成元年(1989年) 12月1日
山田西児童センター	山田西1丁目 5番1号	500.00	450.71	〃 4年(1992年) 5月1日
竹見台児童センター (市民ホールと併設)	竹見台3丁目 5番3号	950.00	450.52	〃 5年(1993年) 12月1日
豊一児童センター	垂水町3丁目 7番13号	1,695.97	486.00	〃 6年(1994年) 11月1日
寿町児童センター	寿町2丁目 8番16号	698.54	450.45	〃 7年(1995年) 8月1日
千里山竹園児童センター	千里山竹園2丁目 1番5号	969.07	525.52	〃 21年(2009年) 10月18日

(3) 屋内設備 遊戯室、図書室、集会室、学習室、事務室及び静養室

屋外設備 広場(朝日が丘、五月が丘、南吹田、原町、山田西、竹見台、豊一、  
寿町、千里山竹園)

## (4) 利用状況

(単位：人)

名 称	年 度		
	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
千里丘児童会館	20,755	23,395	18,605
高城児童会館	20,251	17,571	23,832
朝日が丘児童センター	24,374	26,311	29,150
五月が丘児童センター	42,118	43,365	39,810
南吹田児童センター	28,561	27,719	26,185
原町児童センター	25,593	28,891	30,288
山田西児童センター	24,670	25,149	27,235
竹見台児童センター	22,609	21,871	20,124
豊一児童センター	44,537	44,358	42,264
寿町児童センター	20,455	20,339	23,256
千里山竹園児童センター	35,005	32,184	36,065
合 計	308,928	311,153	316,814

<b>こども発達支援センター</b>
--------------------

昭和48年(1973年)に開設した杉の子学園の老朽化に伴い、平成19年(2007年)11月に地域療育(地域支援センター)と通園療育(杉の子学園・わかたけ園)の機能を併せ持つこども発達支援センターを整備した。

こども発達支援センター(地域支援センター・杉の子学園)施設の概要

位 置 片山町2丁目11番40号

敷地面積 4,780.04㎡ 建築面積 1,722.15㎡ 延べ床面積 2,495.65㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建

※わかたけ園の園舎は別所在地(後記)

## 1 地域支援センター

### (1) 目的

「言葉が遅い」「落ち着きがない」「友達と遊べない」などの悩みや不安のある子供と家族が一人で悩まず、身近な地域で相談に応じるとともに必要な訓練や指導を行う。幼稚園や保育園に入園するまでの子供から学齢期（18歳まで）の子供までを対象とし、関係機関と連携を図りながら地域の療育システムの推進を図る。

また、ボランティア活動の支援、施設の利用提供、地域福祉講座の開催などを通して、障がい児とその家族が安心して生活できるまちづくりを行う。

### (2) 職員数

センター長 1、所長(保育士) 1、一般事務職 3、保育士 3、生活指導員 1、発達指導員 3

計12人

### (3) 事業概要

#### ア 外来相談

- ・一般相談
- ・専門相談（発達相談、言語相談、療育相談）

#### イ 巡回相談

公・私立保育園、私立幼稚園、認定こども園、留守家庭児童育成室等を対象に、在籍機関で行動観察を行い、指導内容や指導計画作成等の相談を行う。また、必要に応じて発達相談を実施。

#### ウ 親子教室

##### <就学前児童の教室>

- ・平日午前クラス（コアラ親子教室）

おおむね2～3歳児の在宅児を対象に、1歳6か月児健診事後指導事業の親子療育の後も引き続き療育が必要な親子の教室。

- ・平日午前クラス（カンガルー親子教室）

「集団のなかでうまく遊べない」、「じっとしてられない」などの心配や不安がある在宅の2～3歳児の親子の教室。

- ・土曜日午前クラス（パンダ親子教室）

集団の中で友達とうまく遊べない、落ち着きがないなどの弱さがあり、幼稚園、保育園、認定こども園等に通う親子の教室。

##### <学齢児の教室>

- ・小学校低学年親子教室（きらきら親子教室）

小学校1年生で運動遊びやルールのある遊びなどを通して友達との関わりを学び、子供の成長を支援する親子教室。

- ・小学校低学年親子教室（のびのび親子教室）

小学校2年生～3年生で発達障がいにより、周囲との関わりが難しい子供の社会適応を支援する教室。

#### エ その他の教室

- ・放課後休日支援教室

障がいのある中高生を対象に、放課後、休日等に、専門的な技術を持つ市民のサポートにより実施する教室。

#### オ 外来訓練

医師の診断に基づいて、各種療法を行う。

理学療法…運動機能に問題のある子供に機能の向上、発達を促す。

作業療法…生活動作、手指操作に必要な感覚の発達を促す。

言語聴覚療法…言語機能の向上、発達を促す。

#### カ 地域生活支援

- ・障がいのある子供とその保護者が地域で安心して生活できるように、保護者グループの活動を支援するため、保護者活動室、多目的室の提供を行う。

- ・ホール、園庭など、平日、土曜日の午後などに療育を必要とする子供とその保護者のグループに、安心して過ごせる場所の提供を行う。

- ・安心して生活できるまちづくりとして、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の支援を行う。

- ・市民を対象とした障がいの理解やサポートに関する講演会などを行う。

## 2 杉の子学園

### (1) 目的

就学前の発達に障がいのある児童を対象に、単独通園することにより必要な療育を行い、全面的な心身の成長発達を促し、児童の社会生活への適応の基礎づくりを図る。

### (2) 在園児数

定員 60人

平成27年(2015年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	計
人員(人)	18	22	26	0	66

### (3) 職員数

園長(保育士)1、保育士9、生活指導員7、栄養士1、看護師1、用務員2 計21人

### 3 わかたけ園

- (1) 目的 就学前の上肢・下肢又は体幹の機能障がいのある児童が、保護者とともに通園し、機能回復訓練や療育指導により機能の向上・改善を図る施設である。保護者を対象とした学習会や懇談会・子育て相談を通じ、保護者の子育て支援を行うほか、就学前から就学後の児童の外来訓練も行っている。

- (2) 在園児数 平成27年(2015年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	1	0	計
人員(人)	0	2	9	12	9	1	33

- (3) 施設の概要

昭和44年(1969年)7月に開設以来無認可施設として運営してきたが、昭和57年(1982年)4月に新築移転し、保育室、言語訓練室、給食設備等の施設整備を図り、医療面及び療育内容の充実を行い、同年6月1日に児童福祉法による認可を受けた肢体不自由児通園施設として発足した。児童福祉法の改正に伴い平成25年(2013年)3月1日、医療型児童発達支援センターとして指定を受けた。

位 置 朝日が丘町17番5号 定 員 40人  
敷地面積 1,733.57㎡ 建築面積 938.95㎡ 延べ床面積 1,128.78㎡  
構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建  
職員数 園長(保育士)1、事務職1、保育士2、生活指導員1、理学療法士3、作業療法士1、言語聴覚士1、看護師1、用務員2 計13人

- (4) 事業概要

#### ア 長期欠席児通園対策療育介助事業

保護者の妊娠、疾病などにより保護者の付添いを欠く園児が長期にわたり通園できなくなり、療育が中断する事態を避けるため、保護者に代わる介助員を雇用し、療育の継続を図っている。

#### イ 単独通園介助事業

就学前の年齢の園児が一定期間、保護者と分離した生活を経験し、就学に向けて単独での生活に順応できるよう、保護者に代わる介助員を雇用し、単独通園介助事業を行っている。

#### ウ 外来障がい児保育制度事業

歩行が困難な未就学児であって、わかたけ園の外来訓練を受けているか、保育園・幼稚園等に所属せず集団保育を希望する児童について、個別及び集団での親子保育を行い、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る。

#### エ 外来訓練

医師の診断に基づいて理学療法、作業療法、言語聴覚療法を行う。

## オ 巡回相談

公・私立保育園、私立幼稚園、認定こども園、留守家庭児童育成室等を巡回して、相談のあった児童の行動観察を行い、指導内容や指導計画作成等の相談を受け助言を行う。また、必要に応じて発達相談を実施する。

## 留守家庭児童育成室

昭和41年(1966年)9月から実施し、昭和49年(1974年)4月に教育委員会(社会教育課)から民生部(福祉庶務課)へ移管される。

昭和57年(1982年)4月に吹田市留守家庭児童育成室条例を制定し、吹田市留守家庭児童会設置要綱は廃止した。また、同年8月に福祉庶務課から分離し、児童育成課が発足した。

平成27年(2015年)4月開設の千里丘北育成室については、民間委託により運営を行っている。

### (1) 趣 旨

保護者の労働又は疾病等の事由により、その保育に欠ける児童(小学校の第1学年から第3学年まで)の健全な育成を図る。

平成26年(2014年)4月より、配慮を要する児童について、モデル事業として一部の育成室において、4年生以降の受入れを行う。

### (2) 開 設 期 間

月曜日から金曜日及び毎月第4土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

開室時間は放課後から午後5時まで、延長保育利用時は午後6時30分(平成27年(2015年)4月開設の千里丘北育成室は午後7時)まで。毎月第4土曜日は午後5時まで。ただし、小学校の休業日等は午前8時30分から、午前中に小学校の授業が終了する場合は、その終了時刻に応じて、それぞれ開室する。

### (3) 保 育 料

#### ア 通常保育料(午後5時までの保育料)

児童1人当たり月額3,700円。

同一世帯から2人目以上の児童は1人当たり月額1,850円。児童の属する世帯の所得状況により市長が必要と認めるときは、保育料を減免する。

#### イ 延長保育料

児童1人当たり月額2,000円。

同一世帯から2人目以上の児童は1人当たり月額1,850円。児童の属する世帯の所得状況により市長が必要と認めるときは、保育料を減免する。

#### (4) 指導方法

育成室の円滑な運営を図るため、育成室ごとに児童数に応じて、2～6人の指導員（非常勤職員）を配置し、個別的、集団的に次の方針により遊戯、読書、工作、自習等の指導を行う。

ア 家庭及び社会における生活を営む上で必要な基礎的習慣の習得を図る。

イ 望ましい友人関係の助長、互助協力の態度の育成を通じ、道徳性、社会性、自主自律の精神を育てる。

ウ 家庭的な雰囲気の中で情操の豊かで健全な育成を図る。

#### (5) 指導員

身分 非常勤職員

人数 109人（平成27年(2015年)3月1日現在）

#### (6) 運営状況 平成26年度(2014年度)決算（見込み）

運営費総額 7億9,138万9,702円

人件費 4億5,025万1,919円

物件費 2億8,749万1,710円

内訳	}	臨時雇用員(指導員)賃金・共済費	2億5,491万199円
		備品購入費	258万1,200円
		消耗品費	379万4,255円
		委託料	1,837万8,585円
		その他	782万7,471円

維持補修費 555万9,361円

補助費等 471万6,610円

普通建設事業費 4,337万102円

## (7) 実施状況 (36育成室)

平成27年(2015年)7月1日現在

育成室名	区分	開設場所	開設年月	学級数	在籍児童数 (人)
吹田市立吹一留守家庭児童育成室		吹田第一小学校	昭和50(1975). 5	2	60
” 吹二	”	吹田第二 ”	” 46(1971). 7	2	75
” 吹三	”	吹田第三 ”	” 47(1972). 4	3	98
” 東	”	吹田東 ”	” 50(1975). 4	2	46
” 南	”	吹田南 ”	” 53(1978). 4	3	94
” 吹六	”	吹田第六 ”	” 50(1975). 4	1	37
” 千一	”	千里第一 ”	” 53(1978). 4	2	89
” 千二	”	千里第二 ”	” 50(1975). 4	2	85
” 千三	”	千里第三 ”	” 52(1977). 4	3	90
” 千里新田	”	千里新田 ”	” 54(1979). 8	2	57
” 佐井寺	”	佐井寺 ”	” 58(1983). 4	2	43
” 東佐井寺	”	東佐井寺 ”	” 57(1982). 4	2	73
” 岸一	”	岸部第一 ”	” 54(1979). 4	1	31
” 岸二	”	岸部第二 ”	” 51(1976). 4	2	69
” 豊一	”	豊津第一 ”	” 54(1979). 4	3	129
” 豊二	”	豊津第二 ”	” 54(1979). 4	2	80
” 江坂大池	”	江坂大池 ”	” 55(1980). 10	1	32
” 山手	”	山手 ”	” 48(1973). 5	3	95
” 片山	”	片山 ”	” 55(1980). 4	2	73
” 山一	”	山田第一 ”	” 50(1975). 4	2	63
” 山二	”	山田第二 ”	” 52(1977). 4	3	70
” 山三	”	山田第三 ”	” 51(1976). 4	2	46
” 山五	”	山田第五 ”	” 61(1986). 4	1	39
” 東山田	”	東山田 ”	” 56(1981). 4	3	125
” 南山田	”	南山田 ”	” 52(1977). 5	4	147
” 西山田	”	西山田 ”	” 54(1979). 11	1	36
” 北山田	”	北山田 ”	” 55(1980). 4	3	93
” 千里丘北	”	千里丘北 ”	平成27(2015). 4	1	27
” 佐竹台	”	佐竹台 ”	昭和43(1968). 9	2	70
” 高野台	”	高野台 ”	” 41(1966). 9	1	36
” 津雲台	”	津雲台 ”	” 45(1970). 4	2	49
” 古江台	”	古江台 ”	” 45(1970). 4	2	71
” 藤白台	”	藤白台 ”	” 46(1971). 4	2	64
” 青山台	”	青山台 ”	” 42(1967). 7	1	38
” 桃山台	”	桃山台 ”	” 46(1971). 4	2	70
” 千里たけみ	”	千里たけみ ”	平成15(2003). 4	2	52
計				74	2,452

## 児 童 福 祉

### 1 子ども医療費助成

市内に住所を有し健康保険の資格のある中学校修了前までの子供に係る医療費（保険診療の自己負担分の一部）及び入院時の食事負担分を助成する。平成27年(2015年)2月から就学前の子供に係る所得制限を撤廃。小・中学生は所得制限あり。

年 度	対象年齢児童数(人) (年度末)	登 録 数 (人) (年度末)	助 成 件 数	助 成 額(千円)
平成24(2012)	23,404	18,419	297,243	472,833
〃 25(2013)	55,422	38,851	397,443	633,278
〃 26(2014)	55,661	42,951	550,169	907,424

### 2 ひとり親家庭医療費助成

市内に住所を有する18歳年度末までの児童（表中「18歳未満の児童」と表記）とその児童を監護・養育するひとり親等の医療費（保険診療の自己負担分の一部）及び入院時の食事負担分を助成する。

年 度	延べ対象者数 (人)		受診率 (%)	助成額(千円)
平成24(2012)	ひ と り 親 等	36,460	115.4	119,521
	18歳未満の児童	53,297	86.5	87,896
	合 計	89,757	—	207,417
〃 25(2013)	ひ と り 親 等	35,707	119.3	121,241
	18歳未満の児童	51,940	85.0	83,517
	合 計	87,647	—	204,758
〃 26(2014)	ひ と り 親 等	35,340	119.4	122,667
	18歳未満の児童	51,014	87.6	86,194
	合 計	86,354	—	208,861

### 3 児童手当等

区分	対象者	支給金額 平成27年(2015年) 4月1日現在	対象者数(人) 平成27年(2015年) 3月31日現在 ( )内は児童数	支給額(円) 平成26年度 (2014年度)	実施時期
児童手当	中学校修了前の児童を養育している者	3歳未満 月額 15,000円 小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円	30,305 (48,413)	6,295,730,000	昭和47年 (1972年)1月
児童扶養手当	18歳年度末までの児童を養育しているひとり親又は養育者	(全部支給者) 月額 42,000円 (一部支給者) 月額 4,990円 9,910円 児童2人以上のときは次のとおり加算 2人目 5,000円 3人目以降 各 3,000円加算	3,063 (3,751) ※全部支給停止者を含む	1,193,011,220	〃 37年 (1962年)1月
児童交通遺当	両親の一方が交通事故で死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	8 (13)	1,263,600	〃 46年 (1971年)4月
手遺当児	両親が死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	8 (15)	1,393,200	〃 47年 (1972年)4月

(注) 交通遺児手当、遺児手当は本市単独

### 4 助産施設入所状況

児童福祉法第22条に規定する妊産婦が助産を受けるための施設で、大阪府済生会吹田病院は昭和42年(1967年)11月(定員10床)、市立吹田市民病院は昭和43年(1968年)11月(定員5床)から開設した。

助産施設

平成26年度(2014年度)

区分	措置人員	措置費(千円)
大阪府済生会吹田病院	11	5,054
市立吹田市民病院	5	2,056
合計	16	7,110

## 5 母子福祉事業

### (1) 相談事業

相 談 内 容	実 施 曜 日	実施時間・場所
母子・父子自立支援員による、母子家庭や寡婦の方の自立に必要な情報の提供や指導、貸付金の相談	月曜日～金曜日	午前10時～午後4時30分 こども部子育て支援室
母子家庭や寡婦の方で、生活上の悩みや就職に関する相談（吹田市母子寡婦福祉会に委託）	火曜日・木曜日	火曜日 午後1時～5時 木曜日 午後6時～8時 総合福祉会館

### (2) ひとり親家庭自立支援給付事業

ひとり親家庭の母及び父の就業機会の拡大を図るため、ひとり親家庭自立支援給付金を支給する。

平成26年度(2014年度)	自立支援教育訓練給付金	3件	3万2,580円
	高等技能訓練促進費	7件	726万6,000円
	入学支援修了一時金	5件	22万5,000円

### (3) 母子技能習得講座（吹田市母子寡婦福祉会に委託）

種 目	開 講 曜 日	開 講 数	定 員
パソコン (エクセル・ワード等)	木曜コース	全12回×2期	各 10名
	水曜コース	全12回×2期	各 10名
医療事務	土曜	全9回×1期	20名

## 6 家庭児童相談

児童虐待など、子供に関する相談に応じる。また、児童虐待を発見した場合の通報を受け付ける。

開 設 場 所	こども部子育て支援室
相 談 時 間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
専 用 電 話	6384-1663

平成26年度(2014年度) 相談件数 (件)

児 童 虐 待 相 談	763
そ の 他 の 養 護 相 談	23
不 登 校 相 談	3
育 児 ・ し つ け 相 談	18
性 格 行 動 相 談	1
そ の 他	52
計	860

## 7 育児支援家庭訪問事業

保育士、幼稚園教諭などの資格を有するボランティアの育児支援家庭訪問員が、子供の養育に支援を必要としている家庭を訪問し、一定期間、養育に関する相談や育児スキルの助言などを行う。

年 度	訪問件数(件)	延べ日数(日)
平成24 (2012)	29	367
〃 25 (2013)	27	272
〃 26 (2014)	25	223

## 8 子ども見守り家庭訪問事業

### (1) 事業目的

民生委員・児童委員、主任児童委員が、市内の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報活用冊子の配布や4か月児健診の案内、地域の子育てサロンなどの情報を伝える。また、支援を必要とする家庭を、早期に必要な各種の養育支援につなぐことにより、子供たちの心身の健やかな成長を図る。

### (2) 対象者

生後4か月までの乳児のいる世帯

### (3) 事業実績

年 度	対象児童のいる世帯数(件)	訪問件数(留守家庭を除く)(件)
平成24(2012)	3,163	2,202
〃 25(2013)	3,242	2,123
〃 26(2014)	3,285	2,008

## 9 保育所での一時預かり事業

### (1) 事業の概要

保護者の断続的・短時間の就労等により、週三日以内で家庭での保育が困難な場合や、保護者の傷病・看護等により一時的に家庭での保育ができないとき、また育児負担の軽減等のため、保育所で一時的に児童を預かり保育を行う事業で、平成3年(1991年)10月に市の委託事業として創設し、その後助成事業とし、平成10年(1998年)4月からは市内7か所の私立保育所で実施。平成22年(2010年)4月からは市内4か所の私立保育所に助成、同年5月からは吹田・いずみ・藤白台の3か所の公立保育所で実施。平成23年(2011年)4月からは市内6か所の私立保育所に助成、3か所の公立保育所で実施している。

(2) 対象児童

吹田市に居住し、集団保育が可能な児童であって、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育所における保育の実施の対象とならない生後6か月から就学前の児童（緊急一時保育の対象となるものを除く）

(3) 保護者負担（利用料）

各実施保育所が定めた額 実施保育所で徴収

（公立保育所は下記のとおり、私立保育所は園による）

平日 3歳未満児 2,500円／1日

3歳以上児 1,500円／1日

土曜日 3歳未満児 1,250円／午前半日

3歳以上児 750円／午前半日

いずれも給食費・おやつ代は別（公立保育所給食費は300円）

(4) 実績

平成26年度(2014年度)利用延べ人数 7,527人

## 10 休日保育事業

(1) 事業の概要

児童の保護者が就労等により、児童の日曜・祝日の保育が困難なときに保育を行う事業で、平成16年(2004年)4月から市の助成事業として市内2か所、平成17年(2005年)4月には市内1か所、平成19年(2007年)9月からは委託事業として市内2か所の私立保育所で実施、平成21年(2009年)4月に公立保育園職員により吹田市立こども発達支援センター（旧こども支援交流センター）で休日保育室を開室している。平成22年(2010年)4月からは市内1か所の私立保育所が実施していたが、平成27年(2015年)4月から実施する私立保育所がなくなり、吹田市立こども発達支援センター1か所で事業実施している。

(2) 対象児童

本市に居住している2号認定子ども、3号認定子どものうち、休日等において保育を必要とする児童及び杉の子学園、わかたけ園に通園する児童

(3) 保護者負担（利用料） 休日保育事業利用料

利用時間 年齢区分	8時間以内	8時間を超え 9時間以内	9時間を超えるとき
0 歳 児	3,000円	3,300円	3,600円
1 歳児及び2 歳児	2,400円	2,700円	3,000円
3 歳 児 以 上	2,000円	2,300円	2,600円

備考1 年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

2 おやつ代を含むものとする。

(4) 実 績

平成26年度(2014年度)利用延べ人数 417人（公立260人、私立157人）

## 11 子育て短期支援事業

(1) 事業の概要

保護者の疾病・出産・仕事等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合（ショートステイ事業）や、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間、休日等の家庭における児童の養育に困難を生じている場合（トワイライトステイ事業）に、児童福祉施設において、一定期間、児童の養育を行っている。

事業は、児童養護施設大阪西本願寺常照園、松柏学園及び乳児院大阪水上隣保館に委託している。

(2) 対 象

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童であって、他に養育する者がいないもの及び緊急一時的に保護を必要とする母と子。

### (3) 利用期間

ショートステイ事業 原則7日以内

トワイライトステイ事業 原則6か月間、午後8時まで

#### 保護者負担（利用料・日額）

ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
生活保護受給世帯	0円	(午後6時まで) 生活保護受給世帯	0円
母子家庭・父子家庭等ひとり	1,000円	母子家庭・父子家庭等ひとり	300円
親世帯及び市民税非課税世帯	(1,100円)	親世帯及び市民税非課税世帯	
その他の世帯	2,750円	その他の世帯	750円
	(5,350円)		
		午後6時以降の利用は追加料金が必要	

(注) ( ) 内は2歳未満の場合

トワイライトステイ事業で日曜日、土曜日及び休日預かりを行う場合の午後6時までの利用は、母子家庭・父子家庭等ひとり親世帯及び市民税非課税世帯については、350円／日。その他の世帯については、1,350円／日

延べ利用児童数 平成26年度(2014年度)利用状況等

ショートステイ事業 47人(日) 委託料支出額 21万9,500円

トワイライトステイ事業 0人(日) 委託料支出額 0円

## 保育所等の安全対策

### 1 趣旨及び目的

安全であるべき保育所等における子供たちの安全確保のため、平成22年度(2010年度)までは警備員を、平成23年度(2011年度)4月からは安全管理員を園門に配置し、園門付近を常時監視することにより、不審者の侵入防止・抑制を図り、来園者の受付・チェック機能を果たすとともに、不審者の侵入などの緊急時に迅速な連絡・通報などの対応により、子供たちにとって安全で安心な施設とし、保護者の不安の解消を図る。

なお、平成27年度(2015年度)からの子ども子育て支援新制度施行に伴い、私立幼稚園の安全対策助成事業を統合するとともに、私立認定こども園も対象となる。

## 2 事業概要

- (1) 開始年月日 平成17年(2005年)6月1日
- (2) 実施場所 吹田市立保育所全18か所、吹田市立杉の子学園、吹田市立わかたけ園、吹田市内私立保育所、私立認定こども園、吹田市立幼稚園全16か所、吹田市内私立幼稚園
- (3) 内容 公益社団法人 吹田シルバー人材センターに委託し、園門に安全管理員(各施設1名)を配置。また、私立保育所等について、警備員を配置する経費を助成。
- (4) 経費

(単位：千円)

年 度	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
市立保育所	23,314	23,394	24,065
杉の子学園	1,183	1,178	1,226
わかたけ園	1,036	1,028	1,074
私立保育所	7,844 (15か所)	8,440 (16か所)	9,180 (16か所)